**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県釜石市小佐野町三丁目七三番地、最後の住所岩手県釜石市定内町三丁目一四番一〇号　被相続人　亡　佐々木　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

岩手県遠野市東穀町八番一三号　相続財産管理人　弁護士　亀山　元

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県飯田市東栄町三一二二番地八、最後の住所宮城県仙台市青葉区川内川前丁一番地の五　被相続人　亡　岩崎　嘉章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

仙台市青葉区片平一―一―六ネオハイツ片平六〇二片平法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県仙台市青葉区国見一丁目八番地の一〇、最後の住所宮城県仙台市泉区南光台四丁目四番二七号　被相続人　亡　阿部　宣義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

仙台市青葉区片平一―一―六ネオハイツ片平六〇二片平法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県村山市大字名取一八七番地の二、最後の住所仙台市太白区東中田三丁目三番三四号　被相続人　亡　板垣　真剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

仙台市青葉区大町一丁目二番一六号大町佐藤屋ビル五階髙田・奥山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　英典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京市本所区北二葉町二五番地、最後の住所東京市本所区石原町三九番地　被相続人　亡　中嶋　永吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

群馬県前橋市南町三丁目五七番地五　相続財産管理人　土山　幸男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍さいたま市北区大成町一丁目三四番地、最後の住所さいたま市見沼区大和田町一丁目二〇三一番地四　被相続人　亡　熊谷　長治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　徳典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目六六番地一、最後の住所埼玉県羽生市大字下村君二八二四番地三　被相続人　亡　栗原　伊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

事務所　埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　武一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県鴻巣市境三一三番地、最後の住所埼玉県鴻巣市屈巣二三二三番地二〇　被相続人　亡　瀧澤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

さいたま市浦和区岸町四―二六―一―二〇二Cコスタ・タワー浦和A棟松本合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　冨澤　幸弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中央区日本橋大伝馬町二番地三、最後の住所埼玉県さいたま市南区別所一丁目一一番四号山村豊方　被相続人　亡　芹川　圭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地尾熊ビル二階弁護士法人かなえ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡邉　仁

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県君津市俵田一三六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒河　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保吉規

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県四街道市めいわ五丁目三番、最後の住所千葉県四街道市めいわ五丁目三番一二号　被相続人　亡　佐野　光行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ六階　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

## 第７期決算公告

平成22年6月23日
札幌市中央区北１条西２丁目１番地
**噴火湾パノラマパークＰＦＩ株式会社**
代表取締役　吉川　正彦

**貸借対照表の要旨**
（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 786,719 |
| | 固定資産 | 2,012 |
| | 合計 | 788,731 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 42,445 |
| | 固定負債 | 703,377 |
| | 株主資本 | 42,908 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 22,908 |
| | その他利益剰余金 | 22,908 |
| | （うち当期純利益） | (5,021) |
| | 合計 | 788,731 |

## 第２期決算公告

平成22年6月23日
札幌市中央区北１条西２丁目１番地
**月寒ＮＥＸＴ株式会社**
代表取締役　望月　章次

**貸借対照表の要旨**
（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 139,974 |
| | 繰延資産 | 4,688 |
| | 合計 | 144,663 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,177 |
| | 固定負債 | 120,000 |
| | 株主資本 | 19,486 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △513 |
| | その他利益剰余金 | △513 |
| | （うち当期純利益） | (△161) |
| | 合計 | 144,663 |

**第30期決算公告**　平成22年６月23日
札幌市中央区北１条西２丁目１番地
**北清土地株式会社**
代表取締役　町田　一夫

**貸借対照表の要旨**
（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 348,425 |
| | 固定資産 | 4,671,133 |
| | 合計 | 5,019,558 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 388,809 |
| | 固定負債 | 2,760,420 |
| | 株主資本 | 1,870,328 |
| | 資本金 | 480,000 |
| | 資本剰余金 | 8,339 |
| | その他資本剰余金 | 8,339 |
| | 利益剰余金 | 1,381,988 |
| | その他利益剰余金 | 1,381,988 |
| | （うち当期純利益） | (174,168) |
| | 合計 | 5,019,558 |